

議案第96号

和解について（契約管財局関係）

賃料増額確認請求事件について、次のとおり和解をする。

第1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 有限会社境商店ほか1名 被告 大阪市 2 大阪地方裁判所 令和2年（ワ）第958号 賃料増額確認請求事件	本市は、中央区島之内1丁目3番3、3番9及び3番10の土地（以下「本件各土地」という。）について、本件各土地を所有する原告らとの間で、賃料を月額金1,155,672円、賃貸借期間を平成27年11月1日から平成30年10月31日までとし、契約の更新に当たり賃料の改定をすることができる旨の賃貸借契約を締結していたところ、原告らは、同年11月1日以降の賃料を月額金1,502,329円とすることを求めて本市と協議を行ったが、これが調わなかったため、本市に対し、同日以降の賃料が月額金1,502,329円であることの確認を求めて訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするものである。

第2 和解の要旨

- 1 本市及び原告らは、本件各土地についての賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）が存続していることを相互に確認する。
- 2 本市及び原告らは、本件賃貸借契約について、平成31年3月1日から令和4年3月31日までの間の賃料が月額金1,280,000円に増額されたことを相互に確認する。

- 3 本市及び原告らは、本件賃貸借契約について、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間の賃料が月額金1,280,000円であることを相互に確認する。
- 4 本市及び原告らは、本件賃貸借契約について、賃貸借期間を令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする土地賃貸借契約書を取り交わす。
- 5 本市は、原告境公子に対し、和解金として、平成31年3月1日から令和4年3月31日までの間の本件賃貸借契約に係る増額後の賃料と従前の賃料との差額相当額である金2,070,076円を支払う。
- 6 本市は、原告有限会社境商店に対し、和解金として、平成31年3月1日から令和4年3月31日までの間の本件賃貸借契約に係る増額後の賃料と従前の賃料との差額相当額である金2,530,060円を支払う。

令和4年5月13日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

賃料増額確認請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。